

金利は金融市場で調達する金利に比べてはるかに低い金利である。企業局の行う各事業はそれぞれ需要者を異にすることからそれぞれの損益状況等を正確に把握することが必要となる。企業局のような地方公営企業が行う各種の事業は独立採算を原則としている。独立採算を前提としている限り、独立した別法人間で資金を調達する際の金利を適用すべきである。地域振興事業会計が大幅な赤字となっていることから、典型的な低利の融資を行っていることは理解できるが、地域振興事業会計の損益や収支の実態が不透明となり、県民に対するアカウンタビリティ(説明責任)を果たしているとはいえない。

電気事業会計で企業債として借入れている金利は、何れも設備資金ではあるが2.1%～8.3%である。また、県が県債等で現在調達している金利は、調達先や償還期間に応じてさまざまであり、一般的な市場金利と同様に長期になるほど高くなる。上記の資金は償還期間が50年以上の長期的な資金であるが、県債の金利に準じて設定することも必要であると思われる。最近における山梨県債の発行条件は10年債で0.8%～0.9%の利率である。直近の山梨県が起債した県債は10年債であるが、その発行条件利率は0.8%であることから、当該利率を適用し、上記①～③の貸付金額6,581百万円を基に計算すると、現状とは下記の通り年間52百万円の金利差となる。

$$6,581 \text{ 百万円} \times (0.8\% - 0.01\%) = 52 \text{ 百万円}$$

したがって、当該利率を適用した場合には、電気事業会計の利益は年間52百万円増し、一方地域振興事業会計では同額の赤字が拡大することとなる。

(2) 局議が規程と異なる運営が行われている。(指摘事項)

企業局では局議が最高方針、重要施策等の審議機関として局議規程に規定されている。しかし、実態はこれらの事項を個別に決裁を経て決定しており、局議は協議事項の報告機関となっている。また、局議は毎週水曜日に開催すると規定されているが、実際は月に1回から2回の開催にとどまっている。現実の運営が合理的なものであれば、局議規程を実態に合わせて見直すべきである。

山梨県企業局の局議は、次の通り局議規程と異なる運営がされている。
 ① 局議規程に定められた重要な協議事項が審議されていない。
 局議は、企業局の最高方針、重要施策等を審議する重要な機関として、山梨県企業局局議規程において下記の通り規定されている。

山梨県企業局局議規程
 第一条(目的)
 この規程は、山梨県企業局の最高方針、重要施策等を審議決定するとともに、局内事務事業の総合調整を行うため局議の設置及びその運営手続等について定め、もつて局事業の適正かつ能率的執行を図ることを目的とする。
 第三条(構成)
 局議は、管理者主宰のもとに、局長、企業理事、次長、技監、参事、課長及び企画調整主幹の職にある者をもつて構成する。
 第四条(付議 事案)
 局議に付議する事案は、おおむね、次のとおりとする。
 一 局事業の将来構想及び長期計画に関する事項並びに予算に関連する主要施策及び重要事業計画に関する事項
 二 予算編成方針及び予算原案に関する事項
 三 重要な調整に関する事項
 四 庁議及び部局連絡会議等において決定報告された事項
 五 局議で決定した事項の執行状況に関する事項
 六 法令等の制定改廃その他局の事業運営に重要な影響を及ぼす事項
 七 局事業運営上重要な影響を及ぼす国の指示、通達に関する事項
 八 前各号のほか局事業の運営上重要な事項

また、局議に付議されるべき案件としては上記第4条に規定の通り、将来構想、長期計画のほか、予算に関連する主要施策、予算編成方針、予算原案などが列挙されている。平成21年度から23年度における局議の開催回数及び付議された協議事項(局議は協

議事項と報告事項から構成される)は以下のとおりである。

年度	開催回数	協議事項
平成 21 年度	19 回	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価格札方式の拡大について ・平成 22 年 2 月議会提出条例案件について ・電気事業に関わる規程、要領等の一部改正について
平成 22 年度	21 回	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県企業局財務規程の一部改正について ・企業局職員保養所「山中湖荘」の今後の処理について ・山梨県管電気事業保安規程の一部改正について ・山梨県公営企業管理者の職務を代理する者を定める規程 ・企業局本庁に企業理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程
平成 23 年度	21 回	<ul style="list-style-type: none"> ・米倉山太陽光発電等 PR 施設(仮称)名称募集について ・米倉山太陽光発電等 PR 施設完成式典について ・米倉山太陽光発電所 PR 施設設置及び管理規程の制定について ・山梨県企業局組織規程の改正について ・平成 24 年 2 月議会提出条例案件について(山梨県公営企業の設置等に関する条例の改正) ・深城発電所起動式について ・職員保養所(山中湖荘)の廃止について

条例や規程等の重要事案については局議において適切に審議されていることが確認できるが、局議規程において列挙されていた中期経営計画や毎年の予算編成方針等については、局議においてまったく審議されていないことがわかる。中期経営計画や予算編成方針などは、局議の構成員である局長、企業理事、次長等に随時確認をとり、意見の反映等を行いつつ、決裁を控えているとのことであるが、会議体である局議において意見を交換することが局議を設けている趣旨のひとつであると推測される。

局議規程に従い、企業局の重要事項については、局議において審議策定することが必要である。

② 局議規程に定められた頻度で局議が開催されていない。

局議規程では下記の通り、局議は毎週水曜日に開催すると規定されている。しかしながら、実際は月に1回から2回の開催にとどまっている。規程に従い、毎週水曜日に開催することが必要である。

山梨県企業局局議規程
 第六条(開催日)
 会議は、毎週水曜日に開催する。ただし、管理者が必要と認めるときは、随時開催することができる。

上記の通り、局議は局議規程に規定された内容と異なる運営が行われている。実際の運営に当たっては、①に関しては、局議は協議された事項を報告する機関であることである。局議規程に規定された、審議を行う機関ではないことであれば、局議規程を実施に合わせる必要はない。②に関しては、毎週開催することが合理的でなければ、当該規定を実施に合わせた形で改正することが必要である。

(3) 起案書の決裁日付が記載されていないものや鉛筆書きされたものが散見された。(指摘事項)

支出負担行為等の起案書に決裁日付がないものや決裁日付が鉛筆書きで記載されているものが散見された。今後は起案書の決裁日付を適切に記載する必要があり、また、修正不能なボールペン等を使用して記載する必要がある。

企業局にて保管されている支出負担行為等の起案書を確認したところ、決裁日の記載がないものが見受けられた。起案書の決裁日については、時系列で見るときに、契約行為や取引行為の整合性を確認するために必ず記載する必要があると考えられる。したがって、起案書については決裁日を正確に記載するとともに、取引行為の整合性を確認できるよう保管する必要がある。また、起案書の決裁日付を鉛筆で記載しているものが見受けられた。訂正の容易な鉛筆を使用することは、記載内容の変更が可能となるため不適切であり、ボールペン等訂正が容易でないもので記載することが必要である。

II. 中期計画・修繕計画関係

(1) 中期経営計画において、目標数値の設定をより増やすべきである。(意見)

中期経営計画において目標数値が設定されている項目が少ない。業績評価における評価可能性を高めるためにも、目標数値を設定する項目を増やすことが望まれる。

企業局では、「山梨県企業局中期経営計画の業績評価要領」に従い、各年度における中期経営計画の達成状況等を評価し、結果をホームページ上に公表している。

評価方法としては、

(1) 年度ごとの目標数値を具体的に設定した項目については、目標数値に対する取り組みの達成率を示す。

(2) 目標数値を具体的に設定していない項目については、行動計画どおりの取り組みを行ったか否かを総合的に評価するとされている。

目標数値が設定されている項目については、達成率によって客観的な評価が可能であるが、そうでない項目については、客観的な評価を行うことは困難である。

企業局の中期経営計画において設定されている目標数値は、目標供給電力や送配線管の敷設費のほかは、財務数値のみとなっている。

計画の達成状況の評価可能性を高めるためにも、中期経営計画において、目標数値を設定する項目を増やすことが望まれる。

(2) 個別の工事ごとに修繕計画と実績の比較を行うべきである。(意見)

修繕計画と実績の比較を行うにあたって、見積り精度の向上や今後の修繕計画へ反映するためにも、個々の工事ごとに見込額と実績額との比較・分析を行うことが望まれる。

(1) で記載のとおり、電気事業会計においては、将来見込まれる点検や修繕工事等について計画が策定されている。修繕費については、毎年、電気事業全体での予算と実績との比較のほか、個々の工事ごとの予算額と実績額との比較が行われている。しかしながら、修繕計画において見込まれていた個々の工事ごとの改良費、修繕費の金額と、予算額や実績額との比較は実施されていない。

修繕計画は長期的な資金繰りや経営判断のための重要な要素の1つであるが、年度ごとの予算策定と異なり中長期先の見込みであり、見積りには困難である。修繕計画の見積り精度の向上や、今後の修繕計画への反映のためにも個々の工事ごとに比較・分析を行うことが望まれる。

III. 契約関係

(1) 随意契約にあたり2社の見積り合わせを実施している事例において、見積り合わせの有効性がない場合には単独随意契約を検討すべきである。(意見)

随意契約に当たり2社の見積り合わせによっている委託業務があるが、当初から1社のみを選定が想定される場合には、業務の効率性の観点から単独随意契約の締結を検討すべきである。

平成23年度の電子納品システム保守管理委託業務は、2社の見積り合わせによる随意契約を行っている。随意契約における見積書の徴取については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」

第137条第3項

契約担当者は、随意契約によるうとするときは、見積書を徴さなければならない。

この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が10万円以上のときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

上記の規定に従い、本件業務についても2社の見積り合わせを実施している。見積りの内容は下記のとおりであるが、A社とB社で見積価格の開差が大きく生じている。

内容	A社	B社
① 官公庁保守基本契約	10,000円	10,000円
② 電話サポート	60,000円	60,000円
③ 電子納品検査プログラム保守	49,848円	201,000円
④ TREND 付 保守	33,480円	135,000円
合計	153,328円	406,000円

①②は当該システムを作成した業者の定価であり、A社・B社とも一致しているが、③④の保守作業については各社独自の積算によるため差異が生じ、A社・B社大きく異なっている。見積価格にこのような開差が生じている場合には、そもそも見積り合わせを行うことにより価格競争を図り、委託価格の低減等を指す目的からは乖離しているように思われる。当該開差が生じる理由は、選定されたA社は当該システムを製作した会社から保守を専ら担っており精通しているためであり、一方他業者では製作会社からの技術者の派遣が必要となるなど経費が増大することからA社と同様な金額を見積もる会社はないとのことである。当初からA社のみを選定が想定されるような場合には、A社との単独随意契約を検討すべきであり、結果として契約事務の効率化につながるものと考えられる。

(2) 保守業務等の委託契約（単独随意契約）にあたっては、契約準備行為の制度と同様な制度の導入を検討すべきである。（意見）

保守業務等は毎年度継続的に行われる業務であり、年度当初から直ちに給付を受ける必要がある業務である。現在は見積書の入手から契約まで一連の業務が4月1日に行われている。現実的にはこれらの業務が1日の中で集約して実施されるには、煩雑であり、間違いが起こる可能性も否定できない。したがって、これらの業務については年度開始前に契約準備行為等が行われるように検討すべきである。

各種機器やシステム等の保守点検業務は、当該機器等の専門知識・ノウハウを有し、各機器等の修繕、メンテナンス等に要する専用部品を常備し供給でき、速やかな応急対応が可能であることから、製造業者、メーカー系保守管理者または独占的代理業者と一社随意契約を締結する例がある。保守点検業務は毎年度継続的に行う業務であり、その利益の給付は年度当初から行われることから、支出負担行為同様の起案日、同決裁日、業者の見積書の見積日及び保守契約日が全て4月1日であるケースが見られる。上記保守点検業務のような単独随意契約において、予算の執行は積算資料を基に委託料の積算を行い、支出負担行為同様の起案・決裁を受け、予定価格調書を作成（予定価格決定）し、以上の内部作業を踏まえて業者から見積書を徴取し、委託契約先との保守契約を行うことが一般的である。これらの契約の一連の流れ（起案・決裁・契約行為等）がすべて同日において行われることは極めて不自然と思われる。

毎年度継続的に行う経費で、庁舎警備、庁舎清掃、車両運行等会計年度開始後直ちに給付を受ける必要がある契約のうち、入札の執行及び見積合わせのための見積書の徴取を行うことが必要な業務については、「年度開始前の契約準備行為について（通知）」（平成12年3月14日出管第3-16号出納局管理課長通知）によって契約準備行為を行うことが可能である。機器等の保守点検業務のうち一社随意契約を締結するような内容の業務についても、当該通知と同様に契約準備行為を行うことができるようにすることにより上記の不自然な予算の執行を回避することが可能になるものと思われる。

(3) ガソリン購入の単価契約後に市場価格の著しい変動を理由として単価の改定を行うことがあるが、その理由の判断基準について契約書等において明確化するべきである。（意見）

ガソリンの購入に当たっては、年度開始時点において1リットルあたり単価の見積合わせによる随意契約を行い契約業者の決定を行っているが、著しい市場価格の変動に伴う単価改定時には当初の契約業者とのみ協議を行っており、事実上の単独随意契約となってしまう。事務コストを勘案した上で1つの解決策としては単価改定時のルールを設定することが考えられる。また、この件については山梨県全庁としての検討事項であるため、山梨県の然るべき部署において全庁的な対応を行うことが必要である。

山梨県企業局ではガソリン（企業局本課はハイオクガソリンのみ）の購入に当たっては、年度開始時点において1リットルあたり単価の見積合わせによる随意契約を行い、その年度の契約業者を決定している。ガソリンの購入という行為の性質を考慮すると、その契約形態が単価契約であること自体について問題は存在しないが、ガムの収集等、他の単価契約を行う随意契約とガソリンに係る単価契約で最も異なる点は、その市場価格の流動性の高さである。単価供給用契約書の第6条には市場価格変動への対応が以下のように定められている。

契約書（単価供給用）
第6条 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうち、契約単価の変更を行なうものとする。

ガソリンの市場価格は随時変動しており、年度中途においてその価格が高騰または下落することは常に起こりうる。実際に資源エネルギー庁のホームページに発表されている「石油製品価格調査」によれば平成22年4月5日には1リットルあたり142.7円（税込）であった山梨県のハイオクガソリン価格が平成22年5月6日には148.3円（税込）とわずか1ヶ月の間に約4%も高騰している。実際に山梨県企業局本課においても平成22年4月1日に3社による随意契約の結果、業者とハイオクガソリン1リットルあたり133円（税込）で単価契約を締結したが、その1ヶ月後の平成22年5月1日には業者からの申し出により上記単価供給用契約書の第6条を適用して、契約単価を139円（税込）へと改定している。

この一連の行為は形式的には規則に基づくものである。しかし、年度当初の単価契約のみ見積合わせによる随意契約で行われ、その後の単価改定時には当初の契約業者とのみ協議を行っている、つまりは事実上単独随意契約となってしまうという実態は改善する必要があると判断される。例えば、悪意を持った者が当初の見積合わせの時点におい

て意図的に低い単価を提示し契約を締結した後、上記契約書第6条を根拠として単価の増額を申し出るという事態も当然に想定される。本来的には単価改定の都度、再度見積合わせを行うことが望ましいが、それに係る事務コストも決して無視できるものではない。その点を考慮した上での1つの改善策としては、市場価格の流動性の高い単価契約に対しては、契約書に記載の「市場価格の著しい変動」を満たす客観的な要件、つまりは数値の要件等を設定することが考えられる。また、この件については山梨県企業局のみならず、山梨県全庁としての検討事項であるため、山梨県の然るべき部署において対応がなされることも望ましいと考えられる。

なお、上記の内容については平成22年度の上記山梨県包括外部監査における果樹試験場での監査結果として同様の意見を提示したが、それに対する山梨県からの措置状況は「今後も価格の改定等を含め、財務規則に基づき適切な契約を行うこととする。」と述べるに留まっていた。これは現状を是とするものであり、問題意識は極めて低いと感じられた。今後は、前述のとおり、契約書等に「市場価格の著しい変動」について明確な数値要件を設定し、かつ市場価格に連動したその変動幅も含めて、判断基準を明確化することが必要と判断される。

(4) 実際の保守業務を行っている業者と直接の契約を行うように相手先に継続して依頼する必要がある。(意見)

保守業務の委託にあたり、実際に保守業務を行っている業者は山梨県への登録業者でないことから、その関連会社が契約者となっている業務がある。業務の効率性の観点から、当該保守業者が直接の契約者となるように依頼を継続して行うことが必要である。

企業局財務会計システム保守業務委託は、甲社と単独随意契約を締結している。甲社は当該システムを開発した業者であることから、システム運用上のトラブルに適切、迅速に対応可能なため単独随意契約としている。しかし、契約先である甲社は営業部分のみを担当し、実際の保守業務は企業局から再委託の承認を受け、甲者の関連会社である乙社へ再委託している。乙社が山梨県の登録業者ではないことから、このような契約形態となっている。現状ではシステム障害等が生じた場合には乙社が直接対応することとなるため、業務の効率性を考えると甲社が介在する必要はなく、乙社と直接契約を締結すべきものと思料される。したがって、今後もこのような業務内容を継続するのなら、契約形態を見直し、乙社と契約を直接締結できるように甲社及び乙社へ申し入れを継続していくことが必要である。

IV. 給与・人事関係

(1) 非常勤嘱託職員、臨時職員及び短期臨時職員の給与計算については計算誤り防止や事務作業の軽減化のために、本課において一括して行うべきである。(意見)

各出先機関で行っている非常勤嘱託職員等の給与計算に誤りが散見されたが、そのような防止及び出先における事務作業の軽減化を図るためにも、出先機関においては非常勤職員等の勤怠管理のみを行い、その給与計算については本庁において一括して行う方式に変更するべきである。

山梨県企業局では非常勤嘱託職員、臨時職員及び短期臨時職員(以下、非常勤職員等とする。)の給与は、その計算から支給、及び源泉税の納付等の全てを各管理事務所等の出先で行うこととされているが、各出先機関での給与計算に誤りが散見されたことは、本報告書においても指摘したところである(95ページ、110ページ、120ページ、137ページ)。そのような誤りを防止するため、また事務作業の効率化を図るためにも、非常勤職員等の給与計算についても本庁において一括して計算を行う方式に変更するべきである。現在、非常勤職員等の給与計算が出先で行われている理由について各担当者へヒアリングしたところ、勤怠状況の把握を出先で行っているためとの回答であった。確かに、勤怠管理については現場である出先が行うことについて異論はないが、それを以ってして給与計算についても出先で行わなければならないという結論には達しないと判断される。非常勤職員等の給与は原則として「日額単価×出勤日数」など、予め契約によってその単価は決定されており、その給与金額の計算において勤怠状況以外に管理すべき事項は存在しない。つまり、出先において日々行った勤怠管理の結果をFAXや電子メール等で本庁に送り、給与の計算は本庁において行うという処理は十分に可能であると思われる。

給与計算は税務及び社会保険等に対する一定の専門的な知識が要求されるため、本庁においてそのような知識を有する担当者が一括して給与計算を行うことにより、計算誤りを防ぐことが可能となる。また、給与計算事務を本庁に集中化することにより、出先における事務作業が軽減化されるといった効果も期待される。今後は各出先機関において給与計算の誤りが発生しているという事実を重視し、その改善を早急に行うことが必要である。

(2) 短期臨時職員の任用手続きの際には山梨県臨時職員取扱要綱に従い任用決定通知書の交付等を行うべきである。(指摘事項)

山梨県において平成23年4月1日に施行された「臨時職員取扱要綱」の一部改正は、「短期臨時職員との労働契約の締結において法律上義務付けられている労働条件等についての書面での交付が行われていない。」との指摘を平成22年度の包括外部監査で受けたことにより行われた。企業局においても、各所属に改正の通知を行ってはいないとのことであるが、発電総合制御所、石和温泉管理事務所においてはそのような改正が行われたことは認知されていなかった。本改正は労働基準法の遵守を目的としてなされたものであり、早急にその対応を要綱に則したものと正すべきである。

山梨県において平成23年4月1日に施行された「臨時職員取扱要綱」の一部改正は、平成22年度に山梨県包括外部監査において監査人より、「短期臨時職員との労働契約の締結において法律上義務付けられている労働条件等についての書面での交付が行われていない。」という指摘を受け、その改善のために行われたものである。「山梨県公報号外 第29号 平成24年4月26日包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況」より当該部分を抜粋し、以下に記載する。なお、表の左枠が監査人による指摘であり、右枠は山梨県による措置状況の報告である。

<p>「山梨県公報号外 第29号 平成24年4月26日」より抜粋</p> <p>(6) 短期臨時職員との雇用契約について (指摘事項)</p> <p>複数の試験研究機関で、短期臨時職員の採用等に当たって、事業から面談、雇用契約、賃金の支払まで試験研究機関単独で行うこととなっている。各試験研究機関と臨時短期職員との雇用契約は、賃金や勤務時間等の労働条件については面談時に口頭で確認をするのみで、合意文書等の作成は行っていない。労働契約の締結に当たっては、書面での交付が法律上義務付けられており、人事課等県庁の然るべき部署において各試験研究機関の現状を確認し、早急に改善を進めることが必要である。</p> <p>また、短期臨時職員の労働内容は、肉体的労働であることが何える。臨時短期職員も労災に加入しているが、例えば作業中に生命にかかわるような重大な事故が発生した場合の対応や、設備等に損害を与えた場合の対応なども、上記の法定記載事項に限らず、契約書等において明確に定めることも今後検討する余地はある。</p>	<p>短期臨時職員の任用手続きが法律に則したものとなるよう、平成23年4月1日付けで臨時職員取扱要綱を改正し、全所属に対して、短期臨時職員を採用する場合も、任用決定通知書を交付し、勤務条件等を明示するよう指導を徹底した。</p> <p>また、法定記載事項以外についても、任用前に臨時職員取扱要綱を提示するなどにより、勤務条件を明らかにしておくよう指導を徹底した。</p>
--	---

前述した改正は山梨県全体に対するものであり、山梨県企業局も当然にその改正事項の遵守が求められる。企業局本庁及び各出先機関における短期臨時職員の雇用契約の状況について確認したところ、企業局においても、平成23年3月28日に各所属に改正の通知を行ってはいないとのことであるが、発電総合制御所、石和温泉管理事務所においては前述した「臨時職員取扱要綱」の一部改正について認知しておらず、任用決定通知書の交付は行われていなかった。本改正は労働基準法の遵守を目的としてなされたものであり、山梨県企業局においても早急にその対応を要綱に則したものと正すべきである。

(3) 一般職員について、人事評価制度の本格的な導入を検討すべきである。(意見)

管理職は能力評価の結果が給与に反映される仕組みとなっているが、一般職は人事評価制度が試行段階にあり、給与に反映される仕組みとはなっていない。一般職員の評価結果を給与等に反映し、職員の仕事の対するモチベーションを向上させ、組織としてのパフォーマンスを向上できるように、管理職と同様に人事評価制度を本格的に導入することが必要と考えられる。

県全体の人事評価の方針として、管理職は管理職人事評価制度を、一般職員は一般職員人材育成制度の試行を行っている。評価期間は4月から3月までの1年間としている。評価には、業績評価と能力評価の2種類がある。

業績評価は、管理職は組織目標の達成にどのくらい貢献したかという観点で評価し、一般職員は担当業務とチャレンジ目標の達成度とプロセスを総合的に評価する。また、能力評価は、能力評価シートに示された具体的な行動が職務遂行の中でどの程度見られたという客観的事実に基づき行う。

管理職は、能力評価の結果が1月1日付昇給の号数決定に、業績評価の結果が次年度の勤労手当の支給率の決定に、それぞれ反映される仕組みとなっている。一方、一般職員は、人事評価制度が試行段階であり、管理職のような昇給や勤労手当の支給率等への反映は実施されていない。

人事評価制度により、職員へフィードバックすることで、人材育成を図ることができ、また、評価者と被評価者がコミュニケーションをとることで、組織目的を達成するための意識が共有化され、ひいては組織としてのパフォーマンスの向上につながるもののである。

一般職員の評価結果を給与等に反映し、職員の仕事に対するモチベーションを向上させ、組織としてのパフォーマンスをより向上できるように、管理職と同様に、人事評価制度を本格的に導入することが必要と考えられる。

(4) 雇用保険料の被保険者分について、G.A.A.Pに従った会計処理の採用を検討すべきである。(意見)

雇用保険料のうち被保険者分は事業主が預っているものであり、損益取引にならないが、現状では、事業主負担と同様に損益処理を行っている。当該預り分について費用と収益を相殺する会計処理を採用することも検討すべきである。

雇用保険は、事業主及び被保険者がそれぞれ一定の割合を負担する。事業主負担分は、事業主の決算書において費用として計上されるが、被保険者分は、事業主が預って労働局へ納付するものである。

企業局においては、被保険者である臨時職員及び非常勤嘱託職員の雇用保険料について、事業主及び被保険者の雇用保険料の全額を費用として計上し、被保険者分を雑収益として収益計上しており、結果として費用と収益が両建てになっている。平成22年度の総勘定元帳の雑収益のうち、被保険者の雇用保険料を集計したところ、148,078円と計算された。

これは、会計事務ベンゾフック 支出科目編 「4 共済費 (留意事項) 留意点2 (2)」の中で、「雇用保険料の個人負担分は、貸金等の支払のつど雑部に収納し、2月までに控除した分を3月にそれぞれ当該貸金の所属する会計に振替え収入すること。」と規定されているためであり、当該ベンゾフックが参照しているに山梨県財務規則第195条第3号に次の通り労働保険料被保険者負担金は雑部金として処理すべき旨規定されている。

山梨県財務規則
第195条(雑部金の範囲)
次の各号に掲げるもので一時保管を要するものについては、雑部金として処理しなければならない。
三 労働保険料被保険者負担金

しかし、G.A.A.P(一般に公正妥当と認められる会計基準)において、被保険者から事業主が預った分を費用計上し、同額を収益計上することはないため、被保険者分については、費用と収益を相殺することが望まれる。

(5) 超過勤務データの人事給与システムへの取込にあたり、第三者による整合性の確認を行うべきである。(意見)

勤務状況システムにより管理されている職員の超過勤務のデータについて、給与計算を行う人事給与システムに取り込むにあたり、データが改ざんされないような措置や、第三者によるデータの取込の正確性の検証がなされていない。勤務状況システムのデータと人事給与システムのデータの整合性を第三者によりチェックすることが必要である。

職員の超過勤務データについては、勤務状況システムによって管理されている。超過勤務の申請は勤務状況システムで行い、課長補佐の承認を得る必要がある。

企業局では、超過勤務時間につき総務課の総務担当者が、勤務状況システムに記録されている職員ごとの超過勤務時間をCSVデータの形で出力後、Excelファイルに集計している。また、当該CSVデータを人事給与システムに取り込むことで、超過勤務時間のデータが給与計算に反映される。

総務担当者は、人事給与システムにCSVデータを取り込んだ後、人事給与システムから「実績手当登録結果確認票」を出力して、人事給与システムに取り込まれたデータと勤務状況システムのデータとの照合を行い、「実績手当登録結果確認票」と超過勤務時間を集計したExcelファイルを印刷したものをフラインクしている。

なお、CSVデータやExcelファイルは権限のついたフォルダに保管され、誰もがアクセスできないようにしている。

超過勤務時間を集計したExcelファイルは勤務状況システムから出力したCSVデータを取りまとめただけで、ファイルを改ざんされないように保護するなどの措置はされておらず、また、総務担当者が実施した取り込み作業を第三者がチェックする体制となっていない。そのため、勤務状況システムから出力したデータが改ざんされた場合、改ざんされたことに気づかないまま、給与計算に反映され、誤った給与計算がなされる可能性がある。

従って、取込を行っている総務担当者以外の第三者が、勤務状況システムのデータと人事給与システムのデータの整合性をチェックすることが必要である。

なお、総務担当者からは課長、総括、課長補佐、リーダーに対して、人事給与システムに取り込んだ勤務状況システムのデータを紙に出力したものを送付しているが、人事給与システムのデータと照合することまでは求めていないため、データの送付が必ずしも実効性が高いとは言えない。

V. 決算書・貸借対照表項目関係

(1) 決算書に注記が行われていないが、今後は改正地方公営企業法施行規則に基づき注記を行うよう留意すべきである。(意見)

現行の地方公営企業法施行規則上要求されていないため、固定資産の減価償却の方法等の注記を行っていないが、平成24年1月27日改正の地方公営企業法施行規則では注記を行うことが義務付けられているため、今後は所要の注記を行うよう留意する必要がある。

平成24年1月27日付改正の地方公営企業法施行規則によれば、決算書において以下の注記を行うことが義務付けられているため、今後は所要の注記を行うよう留意する必要がある。

第九章 注記

(注記の区分)

第三十五条 会計に関する書類(法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第七項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。)には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれが関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

- 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - 二 令第十七条の二第一項第二号に掲げる予定キャッシュ・フロー計算書及び令第二十三条に規定するキャッシュ・フロー計算書(以下「予定キャッシュ・フロー計算書」という。)に関する注記
 - 三 予定貸借対照表等に関する注記
 - 四 セグメント情報に関する注記
 - 五 減損損失に関する注記
 - 六 リース契約により使用する固定資産に関する注記
 - 七 重要な後発事象に関する注記
 - 八 その他の注記
- (注記の方法)
- 第三十六条 予定キャッシュ・フロー計算書等、予定損益計算書等又は予定貸借対照表等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならぬ。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第三十七条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計に関する書類の作成のため

めに採用している会計処理の基準及び手続並びに表示方法その他会計に関する書類の作成のための基本となる事項(次項において「会計方針」という。)であつて、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 資産の評価基準及び評価方法(第八条第三項第二号の規定に基づく固定資産の評価に係る評価基準及び評価方法を除く。)
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上方法
- 四 収益及び費用の計上基準
- 五 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項(重要性の乏しいものを除く。)は、重要な会計方針に関する注記とする。

- 一 会計処理の基準又は手続を変更したとき 当該変更をした旨、当該変更の理由及び当該変更が会計に関する書類に与えている影響の内容
- 二 表示方法を変更したとき 当該変更の内容

※下線は、固定資産の減価償却の方法等重要な会計方針に係る事項に関する注記部分である。

尚、企業会計上、注記は財務諸表の比較可能性を確保するために必要な事項であることから、早期に対応の上、財務諸表の明瞭性を確保する必要がある。

(2) 電気事業会計の現金管理について適切な管理体制を構築すべきである。(意見)

電気事業会計の現金20,000円については山中湖荘が保有する現金であり、企業局職員がその残高を確認しているが、定期的な実査の実施や実査調査書の作成等が行われておらず管理体制に不備がある。現金など換金性の高い資産については、着実な管理体制を構築する必要がある。

「平成22年度電気事業会計決算書」に現金預金として計上されている現金20,000円は、山中湖荘が小口現金として保有しているものである。現状では、山中湖荘に企業局の職員がその残高を確認するために訪問しているが、訪問頻度などが定まっておらず、残高と実際の保有金額が一致しているなどの証拠書類を残していないため、その管理体制に疑問が持たれる。

現金や換金性の高い物品について管理体制に不備があると、不正や横領のリスクが高まる。したがって、着実な管理体制を構築する必要があると考えられる。尚、山中湖荘は、平成25年2月末で営業を終了している。

(3) 保管・預り有価証券がその他流動資産及びその他流動負債に計上されているが、固定資産、固定負債の区分に計上すべきである。また、発行する預り証に証券ナンバール等を明記すべきである。(指摘事項)

企業局の出納取扱金融機関である山梨中央銀行、収納取扱金融機関である山梨県民信用組合及び笛吹農業協同組合から受け入れた首都高速道路等の債券につき、貸借対照表上、保管有価証券、預り有価証券として流動資産、流動負債の区分に計上しているが、固定資産、固定負債の区分に計上する必要がある。また、発行する預り証に担保物件の特定をするためにも、証券ナンバーなどを明記する必要がある。

平成22年度現在、電気事業会計において、山梨中央銀行より首都高速道路債券を100,000千円受け入れている。また、温泉事業会計においても、山梨県民信用組合及び笛吹農業協同組合より類似の債券を200千円受け入れている。いずれも、金融機関が企業局の収納取扱金融機関等となるため、「山梨県企業局が行う業務に係る出納業務等に関する契約書第12条」及び下記の「地方公営企業法施行令第22条の3第2項」に基づいて、企業局に差し入れたものである。

地方公営企業法施行令
第22条の3(出納取扱金融機関等の責務)

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、その取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納及び支払の事務又は収納の事務につき当該地方公営企業に対して責任を有する。

2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、管理者の定めるところにより担保を提供しなければならない。

これらについて、保管有価証券、預り有価証券として流動資産、流動負債の区分に計上しているが、これらは果とこれらの金融機関とは継続的に取引を行うことを前提として受け入れたものであり、長期に渡っての受け入れであるため、固定資産、固定負債の区分に計上する必要がある。

また、現在これらの債券の預り証に証券ナンバー等が明記されていないが、担保物件の特定をするためにも、証券ナンバー等を明記すべきである。

VI. 固定資産関係

(1) 固定資産の交付金は企業局の固定資産システムより算出しているが、システムの登録に誤りがあったので、登録及び交付金を是正すべきである。(指摘事項)

国有資産等所在市町村交付金法により、発電所の用に供する固定資産には所在の市町村に対して交付金を交付することとなっている。その交付金額は、企業局の固定資産システムより算出しているが、固定資産台帳への登録が「対象外」となっており交付金に反映されていない資産が散見される。一方、管理部門で業務の用に供する資産は、市町村交付金の対象資産とならないが、固定資産台帳へ「対象」として登録し、交付金の対象資産扱いとしている資産もある。電気事業会計における固定資産を精査し、固定資産台帳への登録を修正し、交付金を是正する必要がある。

国有資産等所在市町村交付金法では下記の通り定めている。

(市町村に対する交付金の交付)

第2条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年の3月31日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金を交付する。

四 発電所、発電所又は送電施設の用に供する固定資産。

(下線部：監査人)

ここでの固定資産とは、地方税法第341条第1号に規定する固定資産に該当するものをいう。

地方税法

(固定資産税に関する用語の意義)

第341条

一 固定資産 土地、家屋、及び償却資産を総称する。

二 土地 田、畑、宅地、埴田、飯泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

三 家屋 住家、店舗、工場(発電所及び変電所を含む)、倉庫その他の建物をいう。

四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産・・・取得価額が少額である資産以外のものをいう。ただし、自動車税の課税客体である自動車・・・を除くものとする。

従って、発電所の用に供する固定資産に計上されている土地、建物、構築物、機械装置、備品等のうち車両を除く資産は市町村交付金の対象資産(交付金の客体)となる。企業局の固定資産システムでは、システムの「交付金」項目を「対象」とすることで計算上連動し交付金を算出している。なお、交付金とは民間企業の固定資産税にあたり、

課税標準額に相当する金額の1.4%の金額を、企業局は交付金対象資産が所在している市町村へ納めている。

固定資産台帳を調査したところ、固定資産台帳の「交付金」項目には、上記の交付金の対象資産であるにも関わらず「対象外」となっている資産が下記のとおり見受けられた。なお、表中の帳簿原価は取得価額であり、帳簿価額は平成23年度末の簿価である。

(単位：円)

資産番号	取得日	資産名	帳簿原価	帳簿価額
3-36-0085	S36. 8. 31	基礎	218,477,112	10,923,856
3-63-0006	S63. 11. 21	特別高圧充電判定装置	845,000	42,250
4-01-0016	H2. 1. 10	堰堤操作室衛生器具	174,620	8,731
4-23-0061	H23. 6. 23	測量機器	1,580,000	1,343,000
計			221,076,732	12,317,837

一方、交付金法逐条解説によると「発電所、変電所又は送電設備から独立した管理部門においてその業務の用に供する固定資産は客体とならない」とされている。

下記の資産は、早川水系発電管理事務所の職員宿舎に関わる資産なので、独立した管理部門と史料される。これらの資産は交付金の対象資産とならないが「交付金」項目は「対象」となっている。

(単位：円)

資産番号	取得日	資産名	帳簿原価	帳簿価額
3-62-0004	S62. 12. 28	奈良田合宿所 (建築工事)	8,081,000	4,415,061
4-19-0029	H19. 12. 5	職員宿舍受水槽	4,780,000	3,549,628
3-41-0003	S42. 1. 1	奈良田合宿所 (衛生設備)	1,767,000	88,350
計			14,628,000	8,053,039

上記のとおり、交付金の対象資産であるにもかかわらず「対象外」となっている資産や逆に対象外の資産にもかかわらず「対象」となっている資産が混在している。前述したとおり、「交付金」項目の登録結果が交付金額に反映されるので、市町村への交付金額に誤りを生じていると判断される。上記は検査を行った一部の資産であることから、固定資産台帳等に基づき対象となる固定資産を精査し、交付金を是正する必要がある。

(2) 有形固定資産について、実地棚卸を実施すべきである。(指商事項)

有形固定資産について、実地棚卸を定期的に行っていない。決算日等一定の日を決めて実地棚卸を行い、資産の実在性等を確認すべきである。

平成22年度の貸借対照表に計上されている固定資産の帳簿残高は、電気事業会計で15,330,554,791円、温泉事業会計で885,032,081円、地域振興事業会計で2,970,475,450円となっている。

当該固定資産は、取得時に工事検査員等の担当者が現物立会いを行い、管理課にて固定資産台帳に登録することとなっている。しかしながら、決算日等において、定期的に固定資産台帳と現物の一致を確認する手続きが実施されていない。また、地域振興事業会計の固定資産の所管は、企業局総務課であるが、定期的な固定資産の実地棚卸が行われておらず、指定管理者からの報告に一任している状況である。

取得時の現物立会いのみでは、固定資産台帳に記録されている資産について、取得後の移動等の可能性を考慮すると、その実在性に疑義が残ることになる。また、実地棚卸により、実在性の確認のみならず、現物を調査することにより、遊休資産の存在、保守管理の状況、修繕の必要性、残存耐用年数の妥当性、備品や機械等の機能的な陳腐化の程度及びそれに伴う減損の必要性等を判断することができる。したがって、決算日など一定の日を決め、固定資産台帳における記載内容と現物が一致していることを確認する手続きが必要である。

(3) 固定資産の耐用年数の選択根拠について明確化すべきである。(指摘事項)

選択された耐用年数の根拠について、明確な説明を受けられないものが散見された。
耐用年数を選択する際のルールを明確化しておくことが望まれる。

固定資産の耐用年数については、地方公営企業法施行規則第14条に定めがあり、原則として地方公営企業法施行規則別表第二号に従って選択するが、別表第二号の定めにより難い特別の理由がある場合には、別に耐用年数を選択することができることとされている。

地域振興事業会計の固定資産については、サンゾルベンスで耐用年数の根拠について確認したところ、地方公営企業法施行規則別表第二号にその根拠が認められない資産について、どのように耐用年数が決定されたかについての明確な説明を受けられないものが散見された。

担当者や取得の時期によって、同一の資産について異なる耐用年数が選択された可能性は否定できず、適切な会計処理の観点からは望ましくない。以下の改善が望まれる。

① 「別表第二号の定めにより難い場合」とは、どのような場合が該当するかを明確化しておくことが望まれる。

別表第二号の耐用年数表には、「その他のもの」という細目があるため、基本的にすべての資産は当該耐用年数表に基づいて耐用年数を選択することが可能であるためである。

② 「別表第二号の定めにより難い場合」において、どのように耐用年数を決定するかを明確にしておくことが望まれる。

民間企業における抵当上の耐用年数について定めた「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の耐用年数表に準じて耐用年数を選択する方法や、対象資産の経済的使用可能期間を予測して耐用年数を選択する方法などが考えられる。

資産によって選択方法がまちまちにならないように、耐用年数の決定方法を明確化しておくことが必要である。

(4) 一覧表形式の固定資産台帳が出力できるようにシステムの改修を検討すべきである。(意見)

現状の固定資産システムは、個々の資産ごとの固定資産台帳は出力できるものの、すべての固定資産を一覧表形式で出力することができない。資産を総覧できるよう、一覧表形式の固定資産台帳が出力できる固定資産システムへの改修の検討が望まれる。

現在企業局において用いられている固定資産システムでは、個々の資産ごとの固定資産台帳は出力できるものの、すべての固定資産を一覧表形式で出力することができない。各事業において管理されている固定資産の数は膨大であり、個々の資産ごとの固定資産台帳では、現在どのような資産が固定資産として登録されているかを総覧することが困難である。一覧表形式の固定資産台帳は、資産を総覧するだけでなく、固定資産の現物確認を行う際の現物確認リストとして活用することも可能である。

固定資産システムの改修のタイミングにおいて、一覧表形式の固定資産台帳を出力できるよう検討することが望まれる。

(5) 固定資産台帳と現物の関連付けのため、固定資産管理シールによる管理が困難な資産については、固定資産管理シール以外の実態にあった管理手法も検討すべきである。(意見)

現在の固定資産の管理状況は、固定資産台帳上の資産と現物とを関連付けるため、備品については固定資産管理シールによって管理している。しかし、固定資産管理シールにより管理することが困難な固定資産については、固定資産の実態にあった対策を講じることが必要である。

固定資産台帳に登録されている資産については、各資産に固定資産番号が付されており、備品については、現物の固定資産に対して固定資産番号を明らかにするための固定資産管理シール等が貼付されている。しかしながら、備品以外の資産については、固定資産台帳上の資産と現物とを、明確に関連付けることが困難な状況にある。

これらの資産について、台帳と現物とを関連付けるための対策を講じることが必要である。固定資産管理シールを貼付することが困難な資産については台帳上に現物資産の所在等を明記する、あるいは写真イメージ等を登録するなどの対策を行い、担当者以外でも容易に現物の確認が行えるように工夫することも必要と思われる。

(6) 寄託美術品の管理を適切に行うべきである。(指摘事項)

電気事業会計において購入した美術品について、どこへ寄託されているかが固定資産台帳上明らかなではない。また、寄託先に預り証の発行を求める等の現物確認がなされていない。寄託先及び現物が存在することについて適切に管理することが必要である。また、美術品によっては固定資産台帳上まとめて登録がされているが、別個の資産として登録、管理される必要がある。

電気事業会計において、以下の美術品等が購入され、それらは県立美術館等へ寄託されている。しかしながら、現状どの美術品がどこに寄託されているかの情報が固定資産台帳上明らかなではない。台帳上、どこへ寄託されているのかの記録を残すことが必要である。

また、会計期末日において、預り証の発行を求める等寄託先に毎期照会を行うなどして、美術品等の現物が実際に存在しているかどうかの確認を行う必要がある。

資産番号	資産名	帳簿原価(円)	構造	寄託先
3-52-0017	ジ・ヤ・フツクワ・シ-絵画	181,925,644	種をまく人、夕暮れに羊を連れ帰る羊飼いわ	県立美術館
4-03-0108	人走り 人体み	3,000,000	厚さ4mmの鉄板25mm角の金属	県立美術館
4-03-0109	「風神 雷神」	5,000,000	耐候性鋼	県富士北麓公園
4-07-0145	絵画(落ち穂拾い夏)	386,130,000	-	県立美術館
	その他5点	179,012,000		
	合計	755,067,644		

(資産番号から構造までは固定資産台帳から抜粋、寄託先は監査人が受託書等に基づき追記)

上記資産については寄託先において「美術資料受託書」を発行しているが、「人走り人体み」「風神 雷神」については既に受託期間を経過している。再度受託書を入手するか、他の資産と同様に受託期間の自動更新の記載を受託書に行うべきである。

なお、資産番号 3-52-0017 のジ・ヤ・フツクワ・シ-絵画は、種をまく人(106,870,000円)及び夕暮れに羊を連れ帰る羊飼いわ(74,810,000円)の2枚の絵画が1つの資産番号で登録されている。同じ画廊から2枚一緒に購入したことが理由と考えられるが、これらの絵画は個別に管理すべきであり、固定資産台帳上も別個の資産として登録、管理される必要がある。

(7) 寄託美術品の保管責任等の所在について、文書等で明確化すべきである。(意見)

山梨県立美術館美術資料取扱要綱(以下要綱という。)では寄託美術品の保管責任の所在が不明確である。文書等で取り交わしを行うことが望まれる。

電気事業会計において取得した美術品等は、山梨県立美術館美術資料取扱要綱に基づいて、企業局から山梨県立美術館に寄託されており、企業局においては美術館からの寄託美術資料の受託証が保管されている。下記のとおり要綱第10条において、寄託美術資料は美術館に所蔵する美術資料の保管等と同様な取扱いとされる。しかし、要綱では第15条で美術館が美術資料を貸出した場合には貸出した者が賠償責任を負うと規定されているが、美術館と寄託した企業局の間では第11条に規定のとおり寄託者と館長が協議のうえ定めるとされている。たとえば、寄託美術資料に傷がついてしまった場合や、県立美術館から他の美術館に寄託美術資料が転貸されたケースで傷がついてしまった場合などは館長との協議とされており、具体的な取扱いが不明確である。保管責任の所在を明らかにするために、文書等で取り交わしを行うことが望まれる。

山梨県立美術館美術資料取扱要綱

第10条(寄託美術資料の取扱い)
寄託美術資料の展示及び保管その他の取扱いについては、美術館に所蔵する美術資料に準ずるものとする。

第11条(寄託の条件)
美術資料の寄託の条件は、原則として次の各号に定めるとおりとする。
一 寄託期間中の保管の責任については、寄託者と館長が協議のうえ定めるとする。

第15条(貸出しの条件)
美術資料を貸出しする場合は、次の各号に定めるとおりとする。
二 貸出し期間中に貸出物が亡失、又は、損傷したときは、貸出しを受けた者が賠償の責めを負うものとする。

(8) 有形固定資産の残存価額1円まで減価償却することを検討すべきである。(意見)

現状、有形固定資産の残存価額については、一律取得価額の5%となっている。一方で、地方公営企業会計制度上は鉄筋コンクリート造等一定の建物や構築物及び装置については、帳簿価額1円まで減価償却計算の対象とすることが可能であり、保守的な会計からもこれらの資産については残存価額を1円とすることが望ましい。

固定資産台帳等で確認したところ、有形固定資産の残存価額は一律取得価額の5%となっている。地方公営企業法施行規則第15条第3項においては、下記の通り「鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造の建物や構築物、装置については帳簿価額1円まで減価償却を行うことができる」と記載されている。

地方公営企業法施行規則

第15条(有形固定資産の減価償却額)

3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。

- 一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブツ造の建物
- 二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

法人税法上では平成19年4月1日より残存簿価1円まで償却可能となり、企業会計上も現状では見積処分費用を考慮の上残存価格を決定している。したがって、保守的な会計処理の要請からも、上記有形固定資産については、帳簿価額1円まで減価償却を行うことが望まれる。

(9) 電気事業会計の有形固定資産について減損会計の適用を考慮すべきである。(意見)

電気事業会計の有形固定資産等に計上されている土地や建物の中に、廃止が決定された職員保養所(山中湖荘)や、著しく稼働率が低い職員公舎(大和町公舎)が存在する。新地方公営企業会計制度上においては減損会計の導入があるため、適正な帳簿価額に減額する必要があることに留意する必要がある。

平成23年度貸借対照表の有形固定資産等として計上されている職員保養所(山中湖荘)については、平成24年2月13日の局議にて廃止が決定されており、平成25年2月28日をもって山梨県に無償返却する予定である。

新地方公営企業会計制度上では、減損会計を適用することが決定されている。

減損会計とは、固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態やその他固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態に貸借対照表に計上される固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額する会計処理である。なお、ここでのいう適正な金額とは回収可能価額を指す。

平成24年3月31日現在において、固定資産台帳をもとに上記職員保養所の帳簿価額を算出すると、43,837,300円となっているが、廃止の決定がなされているため、将来の経済的便益と比較して計上額が過大となっている。仮に現時点で減損会計を適用した場合、回収可能価額は、山中湖荘を山梨県に無償返却することから0円となるため、43,837,300円を減損損失として計上することとなる。

また、平成24年3月31日において、固定資産台帳の土地として計上されている大和町公舎用地15,304,940円及び建物として計上されている大和町公舎1,672,890円においても、減損会計が適用されると考えられる。なお、大和町公舎の過去の損益状況としては下図の通りである。以前から継続的に損益がマイナスとなっており、現状でも最大24戸使用可能にもかかわらず平成23年度現在は8戸しか使用されていないため、将来の経済的便益が著しく減少した状態となっている。そのため回収可能価額を算定し、適切な帳簿価額としなければならぬ。

(単位:円)

年度	利用戸数	収入 A	管理費用 B	修繕費 C	減価償却費 D	損益 A-B-C-D
平成16年度	23戸	4,107,040	214,099	1,131,550	3,470,607	▲709,216
平成17年度	24戸	4,237,790	237,301	505,000	3,473,861	21,628
平成18年度	17戸	5,347,754	981,403	2,266,000	3,490,132	▲1,389,781
平成19年度	13戸	4,376,242	1,015,203	481,200	3,792,987	▲913,148
平成20年度	11戸	3,502,414	497,290	466,130	3,792,987	▲1,253,993

平成21年度	10戸	3,360,530	4,208,368	493,800	3,792,674	▲5,071,312
平成22年度	10戸	3,112,340	512,049	281,755	2,529,988	▲211,452

以上より、新地方公営企業会計が適用されることにより、減損会計が導入されるため、今後は著しく稼働率が低い固定資産があった場合に減損会計の適用に留意する必要がある。

尚、企業会計上、減損会計は正確な期間損益計算を行い、財政状態の適正な把握のために行うべきものであることから、現在は適用を義務付けられていないとしても、早期に適用し財務諸表の明瞭性を確保することも必要である。

(10) 減価償却に当たって、定率法を適用できないように固定資産システムの変更等を行うべきである。(意見)

電気事業会計及び温泉事業会計の損益計算書に計上されている過年度損益修正損益の発生原因は、資産の分割登録等による耐用年数の変更の他、本来減価償却の方法として定額法のみ適用とすべきところ、定率法の誤適用を行ったことによるものである。当該減価償却方法を適用できる現行のシステムの設計又は設定に問題があったためであり、システムの変更等を行うべきである。

平成22年度の損益計算書上、過年度損益修正損益として、以下の金額が計上されている。

- ① 電気事業会計 過年度損益修正益：221,997円
 内、168,268円は過年度減価償却費の修正によるものであり、過年度減価償却費が過大となった理由は、本来減価償却の方法として定額法のみ適用とすべきところ、定率法の誤適用を行ったことによるものである。
- ② 温泉事業会計 過年度損益修正益：21,857,165円
 前記のとおり、配湯管の耐用年数を機器一式として17年と登録していたものを、管として40年に修正の上、分割登録したことによるものである。

上記はいずれも、過年度の誤った処理を正しく修正したものであるが、①については、企業が固定資産の減価償却方法として定額法を採用しているにも係らず、定率法を適用できる現行のシステムの設計等に問題があると言える。今後はこのような誤適用を予め排除するようなシステムの設計又は設定を行うことが望まれる。

(11) 電気事業会計における大和町公舎用地について有効活用を検討すべきである。(意見)

電気事業会計に計上されている職員公舎(大和町公舎)用地について、平成19年度の包括外部監査において有効活用するように指摘されている。その後、今後のあり方について検討はされているが、利用状況の改善はされていない。平成19年度以降の公舎の利用状況も踏まえ、改めて有効活用等を検討すべきである。

前記のとおり、電気事業会計の固定資産台帳に大和町公舎用地及び建物が計上されている。平成19年度山梨県包括外部監査において、以下のとおりの意見となっており、当該包括外部監査の意見を受け、平成20年度に県の企業局内で大和職員宿舎検討委員会を立ち上げ、今後のあり方について検討しているものの、現状大和町公舎用地の利用状況は改善されていない。なお、大和町公舎の過去の損益状況前記の通りであり、以前から継続的に損益がマイナスとなっている。現状でも最大24戸使用可能にもかかわらず、平成23年度現在は8戸しか使用されていない状況にある。

【平成19年度山梨県包括外部監査結果報告書】P230より】

「大和職員宿舎は、富士見通りの合同タクシーの裏側に6,118.57㎡の広大な土地の一面にあり、土地の約1/3程を使用し、職員宿舎が2棟建っている。残りの土地の2/3は住居者駐車場(有料)、広場、遊具場、集会所、倉庫として一部利用されているが、緊急避難場所としても利用できる有料駐車場として有効活用する等、各種代替案を比較検討すべきである。」

【大和職員宿舎の今後のあり方に関する報告書】(以下、報告書という)より】

包括外部監査で土地が広いと指摘されているが、「公営住宅等整備基準」(平成十年四月二十一日建設省令)において児童遊園、集会所、広場及び緑地、通路を確保することが必要とされていること、現状では機能として有休部分となっている場所は存在しないこと、24戸入居していた時には、駐車場が不足していたことから、当面現状で維持することが望ましい。

さらなる入居者数の減少により、2棟のうち1棟を整理することになった場合は、職員宿舎に必要な機能は残しつつ、部分的な売却等も視野に整理方法を検討する必要がある。

上記「報告書」に対しても、公営住宅等整備基準に照らして、県が所有する他の公営住宅の利用状況と同様な使用方法が行われているのか、改めて検討することが必要である。また、「報告書」に記載されている「有休部分となっている場所は存在しない」と

いうことと、有効活用されているかということとは同義ではない。さらに、上記のその後の宿舍への入居状況を勘案すると、24戸の入居を前提として駐車場スペースの確保を行うことが必要か検討を要する。保有資産の有効活用の観点から「報告書」に記載の通り、部分的な売却等も視野に整理方法を検討する必要がある。

(12) 寄贈された資産の会計処理について、新地方公営企業会計においては「みなし償却制度」が廃止されるため、留意する必要がある。(意見)

現状、寄贈された固定資産については、現行の地方公営企業会計制度上「みなし償却制度」を適用し、減価償却計算の対象とされていない。しかし、新地方公営企業会計制度上は「みなし償却制度」が廃止となるため、留意する必要がある。

平成22年度貸借対照表に計上されている有形固定資産の一部に寄贈された資産が計上されている。当該寄贈された資産については、電気事業会計だけでなく地域振興事業会計においても計上されている。

具体的には電気事業で、敷川発電所の水路として計上されている「巡視路橋」は取得金額26,289,000円であり、牧丘興産から平成15年に寄贈されたものである。地域振興事業で、丘の公園設備の構築物として計上されている「防球ネット」は取得金額96,600,000円であり、山梨県道路公社から平成10年に寄贈されたものである。

当該寄贈資産については、現行の地方公営企業会計制度上の「みなし償却制度」を適用している。そのため、減価償却計算の対象となっておらず、当該寄贈資産の取得金額が資本剰余金として計上されている。一方で、新地方公営企業会計においては、「みなし償却制度」が廃止されるため、当該寄贈資産に係る資本剰余金を長期前受金へ振り替えた上で、期間の経過に対応して減価すべき額を減額し、寄贈資産からも同額減額することになるため、留意する必要がある。

尚、企業会計上、寄贈資産について減価償却を行うことは、正確な期間損益計算を行い、財政状態の適正な把握のために行うべきものであることから、現在は適用を義務付けられていないものであっても、早期に適用し財務諸表の明瞭性を確保することも必要である。

Ⅶ. 引当金・積立金関係

(1) 温泉事業会計において貸倒引当金の計上を行うべきである。(指摘事項)

貸倒引当金の計上がされていないが、公営企業会計上は債権区分に応じた貸倒引当金の計上を行う必要がある。

公営企業会計上は債権の評価を行うため、回収することが困難と見込まれる額を貸倒引当金として計上する必要がある。貸倒引当金は、債権全体又は同種・同種の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定することとなっている(地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針)(以下「指針」という。)第4章第6第2項)が、温泉使用料の未収入金は現在までのところ貸倒処理した実績がなく、当該方法によって貸倒引当金を形式的に算出することはできない。「指針」にはこれ以上詳細な算定方法は明記されていないため、一般に公正妥当と認められる会計基準である「金融商品会計基準」及び同実務指針を参考にとすると、債権の評価に際して、債務者の財政状態及び経営成績に応じて、債権を①一般債権、②貸倒懸念債権、③破産更生債権等に区分し、それらの区分に応じて貸倒引当金を算定することとなる。今回の債権はいずれも②の貸倒懸念債権(経営破綻の状態には至っていないが、債務の返済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権)に該当するため、

貸倒引当額＝債権金額－担保処分見込額±債務者の財政状態・経営成績による調整額の計算式により、貸倒引当額を個別の債権ごとに算出する必要がある。

(2) 電気事業会計及び温泉事業会計における修繕準備引当金の計上方法について、新地方公営企業会計制度に即した計上方法の準備をできるだけ早期に行うべきである。(意見)

現状、修繕予算と修繕実績額との差額に応じて修繕準備引当金の繰り入れ及び取崩しが行われているが、新地方公営企業会計制度においては、当該引当手法は認められず、一定期間の修繕計画に基づいた引当金額の算定が必要である。修繕引当金は修繕が事業の継続に不可欠な場合等修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り、特別修繕引当金は法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上することになる。引当金の計上方法が大幅に変更となるため、できるだけ早期に新会計基準への対応を検討すべきである。

電気事業会計における修繕準備引当金は、その年の修繕予算と修繕実績額との比較によって繰入額が計算されている。具体的には、予算から実績を差し引いた額がプラスであれば当該金額を引当金として繰り入れ、マイナスであれば同額を引当金から取り崩すこととなる。これは、地方公営企業会計の実務において、多くの企業に採用されてきた方法である。

温泉事業会計においても同様に、修繕準備引当金の計上がなされ、現状、今後3年間で必要とされる予定額について、修繕費予算毎年度5百万円×3ヶ年=15百万円程度とすることで14,501,834円が修繕準備引当金として引当てられている

新地方公営企業会計制度においては、以下のとおり引当金に関する会計処理が明確にされ、平成26年度からは当該会計処理が義務付けられる。

【地方公営企業法施行規則】

第22条 将来の特定の費用又は損失(収益の控除を含む。)であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると思われるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等(令第17条の2第1項第6号に掲げる予定貸借対照表及び法第30条第7項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。)に計上し、当該事業年度の負担に拂ふべき引当額を費用に計上しなければならない。

【地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針】

第5章 負債に関する事項 第4 その他の引当金及びその評価
2 修繕引当金(企業の所有する設備等について、毎事業年度行われる通常の修繕が何らかの理由で行われなかった場合において、その修繕に備えて計上される引当金をいう。)は、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り計上する。

3 特別修繕引当金(該事業年度ごとに定期的に行われる特別の大修繕に備えて計上される引当金をいう。)は、法令上の義務付けがある等修繕費の発生が合理的に見込まれるものに限り計上する。

新地方公営企業会計制度下においては、従来の方法によって計上された引当金は、引当金の要件を満たさない費用又は損失の計上であると考えられる。

電気事業会計においては、発電施設が12年周期で分解点検が行われる関係上、12年を1つの単位として、12年先までの点検、修繕の計画を策定している。発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、これらの計画に基づいて特別修繕引当金を計上することになる。

温泉事業会計においても、今後は、修繕が事業の継続に不可欠な場合等、修繕の必要性が当該事業年度において確実に見込まれるものに限り、修繕引当金を計上することになる。

尚、企業会計上、引当金は正確な期間損益計算を行い、財政状態を適正に把握するために計上すべきものであることから、現在の地方公営企業会計基準においては計上を義務付けられていないとしても、早期に計上の上、財務諸表の明瞭性を確保する必要がある。

(3) 電気事業会計・温泉事業会計の建設改良積立金について、計画的な積立を行うことが必要である。(意見)

平成22年度末現在の積立金残高1,902,541千円(電気事業会計)、149,557千円(温泉事業会計)は、改良計画との関連性がなく、毎期の利益処分時に他の積立金を積み立てた残額を積み立てたものであるため、改良計画と関連付けられた積立とする必要がある。

現状、建設改良積立金については、将来の大規模改修及び災害時の建設改良工事に備えるため、毎期の利益処分時に積み立てている。しかし、その積立額については明確な根拠があるわけではなく、他の積立金を積み立てた残額を積み立てている。よって、改良計画との関連性がなく、当該積立金の積立根拠を満たす金額を計画的に積み立てているか不明である。

確かに、災害時対応費用の算出は困難であるが、修繕計画(修繕準備引当金)や災害対応のための計画等との金額的整合性を図り積立を行っていくことが望ましい。